平成２４年（フ）第３８号
静岡県掛川市中959番地　雇用促進住宅大東中宿舎１－Ｂ104、旧住所静岡県掛川市下垂木2003番地の54
債務者　加茂タダオこと　カモ・ミゲール・タダオ
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
静岡県掛川市中959番地　雇用促進住宅大東中宿舎１－Ｂ104、旧住所静岡県掛川市下垂木2003番地の54
債務者　加茂パトリシアこと　カモ・パトリシア・ハルミ・カバヤマ
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
千葉県富津市青木２丁目20番地26　ユーステージＡ201号
債務者　鈴木　加菜（旧姓岩堀）
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１２８号
千葉県袖ケ浦市神納１丁目10番地３　シャルマン神納Ａ－６
債務者　小林和美知
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第５４号
滋賀県長浜市神照町901番地７
債務者　葛城こと　草野　夏湖
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
高知市潮新町１丁目13番５号　土南ビル205
債務者　近森奈保美
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３７号
茨城県稲敷郡美浦村郷中1302番地５
債務者　井戸賀建材こと　井戸賀幸吉
1　決定年月日時　平成24年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３８号
茨城県土浦市真鍋新町２番31号　旭ルーミー28番館102
債務者　真家　早苗
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７３号
群馬県伊勢崎市田部井町１丁目1077番地　ヒルズ伊勢崎103
債務者　久保田俊行
1　決定年月日時　平成24年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５９１号
埼玉県草加市金明町780番地３　アメニティもり206号、旧住所埼玉県川口市大字道合449番地の13
債務者　石切山賀津夫
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６２７号
埼玉県草加市旭町６丁目９番11―303号
債務者　野口　広一
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
埼玉県春日部市粕壁6940番地２　美笠荘203
債務者　中村　喜則
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６３３号
埼玉県春日部市粕壁6940番地２　美笠荘203
債務者　相澤みさ子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
埼玉県秩父市大野原1490番地　コーポふるさと102
債務者　飯塚　正信
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
埼玉県秩父市大野原1490番地　コーポふるさと102
債務者　飯塚　一美
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
群馬県安中市高別当368番地１
債務者　藤巻久美子（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４７号
静岡県掛川市中2592番地の１　セントラルハイムＡ―103
債務者　戸上　修一
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係